

きましてはこれと反対に、睡眠時間の少ないものが多いものより却つて、強健であるといはねばならぬだらうと存じます。

もしかりに握力が其の幼児の精力をあらはすものといたしまして體重が、身體の健否を代表するものといたしますならば、身體の強健なものが精力も亦強大で精力の微弱なものは、身體も亦薄弱であるといふことを示して居ると存じます。

而して男兒におきましては睡眠時間の多いものほど精力が強大で身體が強健でござりますけれど女兒におきましては却つて、睡眠時間の少ないものが多いうものより精力身體共に、優秀であるといふことになりますのでござります。

併しこれはほんの所感です、加ふるに被驗者の數が誠に少數ですから或は偶然的結果であるのかも測られませぬけれど、握力との關係と全く同様の關係を體重にも認めましたから、前の報告の補充として貴重なる本誌を拜借して皆様の御一讀を

煩はした次第でございます。之に關聯した御觀察なり御研究もございましたら、どうか教へていただきたうございます。

○保育所經營上の注意

(生江孝之氏)

- 一、適當なる保母の選擇。事業の成績は其人を得ると得ざるとより定る當事者は保母、看護婦、産婆等の内より、成るべく斯業に趣味を有する既婚者を選擇して之に當らしむべきを要す。
- 二、相當俸給の支給。
- 三、保育方法の研究。保育に關する取扱法、衛生、等に付期限を利用し、練習切磋すべし。
- 四、年齢の制限。生後二三月より六才迄を收容するを可とす。
- 五、兒童と保母との較合。三才乃至六才位ならば十五人乃至二十人迄。乳兒は五人の較合(神戸)。
- 六、年による區別。室は乳兒、匍匐兒、步行兒(二三才)、幼兒の四室に分つを可とす。
- 七、母乳又は牛乳を與ふ。母乳を與ふることは實際困難なれども、可成之を實行せしむべく、もし能はされば牛乳を與ふべし。やや長じては煉乳を與ふるものよし。
- 八、入所前後の調査と診察。家庭を調査し必要な條件を具備すれば入所せしむ。入所前には診察し、病の潜伏を慮り、一二週間室を別にすべし。
- 九、衛生上の注意。食物、飲料、ムツキ、兩便等に注意すべし。
- 十、母親の監督。母親の職業に就き正業を與ふるやう注意すべし。
- 十一、貯金の獎勵。母親の職業に就き正業を與ふるやう注意すべし。
- 十二、一般施設に關する注意。衣服、搖籃、浴室、物干場、遊戲物、置物、樂器、掛圖、ムツキ等を設備すべく。尤も火災に注意すべし。(教育研究第三卷第七號より)